障害者雇用対策

概　要　障害者雇用対策の体系について

障害者が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるような社会の実現をめざし、障害者の雇用対策を総合的に推進

障害者基本計画・重点施策実施5か年計画

障害者雇用対策基本方針

総合的な障害者雇用対策の推進

①　事業主に対する指導・援助

○障害者雇用率制度
・法定雇用率
民間企業　＝　一般の民間企業　１．８％、特殊法人等２．１％
国・地方　＝　２．１％（一定の教育委員会　２．０％）
・雇入れ計画作成命令等による雇用率達成指導の実施
○障害者雇用納付金制度等による事業主支援等
・障害者雇用納付金・調整金等による事業主負担の調整
・障害者雇用のための施設・設備等の改善、介助者の配置、住宅・通勤に対する配慮、中途障害者の雇用継続等を行う事業主に対する助成
・特定求職者雇用開発助成金による賃金助成
○障害者の在宅就業支援
・在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金等の支給
○障害者雇用に関するノウハウの提供
・障害者雇用に関する好事例や雇用管理ノウハウの提供

②　障害者の特性を踏まえたきめ細かな職業リハビリテーションの実施

○公共職業安定所における障害者の態様に応じた職業相談・職業紹介、職場定着指導の実施
○障害者職業センターにおける職業評価等の専門的な職業リハビリテーションの実施（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営）
・ジョブコーチによる職場適応のための人的支援の実施
○雇用・福祉・教育の連携による支援の充実強化
・地域における福祉的就労から一般雇用への移行の促進
・就業面と生活面における一体的な支援の推進
○多様かつ効果的な障害者能力開発の推進
・障害者職業能力開発校における職業訓練の推進
・地域の多様な民間機関等に委託して行う職業訓練

③　障害者雇用に関する啓発

○試行雇用による事業主の障害者雇用のきっかけ作りの推進
○障害者雇用促進運動の実施
○障害者団体と連携した広報啓発活動の実施